

汚染状況調査における単位区画等の設定について（周知）

2024/4/19

環境局環境改善部化学物質対策課
土壌地下水汚染対策担当

日頃から、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく土壌汚染対策にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、条例台帳調製範囲を拡充した、令和6年一部改正規則（令和6年東京都規則第25号）の施行に伴い、東京都環境局環境改善技術担当部長通知「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について」（平成31年3月27日付30環改化第1176号）も併せて改正（令和6年3月22日付5環改化第896号）を実施したところです。

このうち、汚染状況調査における単位区画等の設定について、持続可能な土壌汚染対策の推進のもと、特定有害物質の濃度等の情報が社会全体で共有・管理がなされていくことを目的として以下のとおり通知を改正しましたので、各指定調査機関におかれましては、当内容をご確認の上、汚染状況調査の実施をお願いいたします。

記

- ・ 起点は、世界測地系の平面直角座標系（9系）を用いて設定することを原則とし、その精度は、小数点以下3桁以上とする。
- ・ 世界測地系による起点設定が難しい場合、起点および起点を再現する目印は、将来にわたり不動と考えられる地点とし、目印は複数点設定する。
- ・ 起点の設定においては、その標高も併せて測定することが望ましい。標高は、東京湾平均海面（TP）又は荒川工事基準面（AP）で表記し、その精度はミリ単位とする。
- ・ 回転角度は度分秒表記とし、その精度は、nn度 nn分 nn.nn秒とする。
- ・ 座標北、真北、磁北の何れを採用したか記載し、北の定義を明確化する。

なお、詳細は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（別紙）をご確認ください。

/documents/d/kankyo/notification_for_ordinance_revision20240401_ref3

以上